

差出人： [社労士法人 人事サポート 山崎和男](mailto:yamazaki@romu.co.jp)
宛先： yamazaki@romu.co.jp
件名： 事務所ニュース:「アルコールチェック記録簿について」
日付： 2022年3月25日 11:18:51
添付ファイル： [22.03.25 ③運転者状況確認記録簿\(Excel横\).xlsx](#)
[22.03.25 ④運転者状況確認記録簿\(Excel縦\).xlsx](#)
[22.03.25 ①運転者状況確認記録簿\(Word横\).docx](#)
[22.03.25 ②運転者状況確認記録簿\(Word縦\).docx](#)

社労士法人 人事サポート 山崎和男様

やっと暖かくなってきました。桜の開花が待ち遠しいです。
ここ2年は、お花見ができませんでしたが、今年は桜並木を巡るドライブをしたいと勝手に考えています。
これなら、コロナ禍でも大丈夫ですからね。果たして……。

さて、すでに何度かご連絡している通り、4月1日から安全運転管理者を選任している会社においては、
運転前後の運転者が酒気を帯びていないか、目視等で確認することが義務化されます。

【アルコールチェック義務化の背景】

2021年6月、千葉県八街市で飲酒運転のトラックに下校中の小学生がはねられ、児童5人が死傷した事故があります。

当時、トラックは緑ナンバー(営業車)でなく白ナンバーで、運転前のアルコールチェックは実施されていませんでした。

このような痛ましい事故を二度と起こさないために、これまで対象外となっていた白ナンバーのアルコールチェック検査を

義務化されることになりました。

安全運転管理者は以前から、社内の運転業務に関して運転者の適正の把握や運行計画の作成などを行う責任がありましたが、

そこにアルコールチェックが加わることになります。

【対象企業】

安全運転管理者を選任し警察署に届け出ている企業です。

・乗車定員が11人以上の白ナンバー車を1台以上を使用する企業

・白ナンバー車5台以上を業務に使用する企業(社員の車を業務使用しているときも含まれます)

※選任していないときは、速やかに選任が必要です。

【4月1日実施内容】

・運転前後の運転者が酒気を帯びていないか、目視等で確認すること

・酒気帯び確認した結果をデータや日誌等で記録し、1年間保存すること

※4月時点では、アルコール検知器を使用する必要はありません。

【10月1日実施内容】

・営業所ごとにアルコール検知器を常備して、アルコール検査を実施する

・遠隔地での業務は運転者に携帯型のアルコール検知器を携帯させる

※アルコール検知器は国家公安委員会が定めた機能の付いたものを使用すること

【アルコールチェックの記録方法】

次の項目を記録する必要があります。

・検査日時

・検査実施者の氏名

・検査を確認した第三者の氏名

・検査結果

【アルコールチェックの記録簿】

お客様からアルコールチェックの記録簿を作ってほしいという依頼にお応えして、

運転者状況確認記録簿を作成しました。ワードA4横型①、縦型②、エクセルA4横型③、縦型④です。

同じものですから使いやすいのを選んでお使いください。

安全運転管理者届出要領(茨城県警)

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a06_shinsei/street_traffic/safe_driving/essentials.html

安全運転管理者の業務の拡充リーフレット

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/ankan3.pdf>

警視庁通達

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/20211110tuutatu.pdf>

~~~~~  
○企業の継続・発展及び社員の元気を支援する信頼の事務所○

社会保険労務士法人 人事サポート

所長 山崎 和男

〒311-0105 茨城県那珂市菅谷3385-1

TEL 029-295-6679 FAX 029-295-6432

yamazaki@romu.co.jp <http://www.romu.co.jp>

~~~~~